

A-2

新築(注文)
工事完了前
ポイント発行申請用

期限内着工(着手)困難申告書

次世代住宅ポイント事務局 御中

以下の災害等やむを得ない理由により、申請する住宅の工事を令和元年度内に着工することが困難であることを申告します。
また、ポイント発行申請時に提出ができない申請書類については、**令和2年6月30日**までに揃い次第提出します。

❖ 記入漏れ等があった場合、受付できない場合がありますのでご注意ください。

令和 2 年 3 月 5 日

申請者氏名

新築 太郎

新築

契約事業者名

株式会社 住宅工務店

株式会社
住宅工務店

■ 期限内着工(着手)困難理由

いずれかにチェックをしてください。※その他にチェックを入れた場合、[]内に理由を記載してください。記載がない申告書は受付できません。

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅の建設予定地の被災 | <input type="checkbox"/> 被災地への業務応援のための施工能力の不足 |
| <input type="checkbox"/> 工事施工者の被災 | <input type="checkbox"/> 材料供給事業者の被災による材料供給の遅延 |
| <input type="checkbox"/> 被災地における修繕業務の需要増大により、工事施工者の受注能力・施工能力を超過 | <input type="checkbox"/> 台風被害を踏まえた、契約後の設計変更の発生 |
| <input type="checkbox"/> その他(上記以外の、施主の責によらない、やむを得ない理由) | <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染拡大による材料供給の遅延 |

※ 分離発注の場合、基礎・杭打ち工事を行った契約事業者が申告してください。

■ 建築着工(予定)日および引渡予定日

建築着工(予定)日	令和 2 年 5 月 10 日 ※工事請負契約日～令和2年6月30日であること	引渡予定日	令和 2 年 10 月 30 日 ※建築着工(予定)日～完了報告期限*1であること
-----------	--	-------	--

■ 提出するポイント発行申請書類

*1 本申告書を提出した申請の完了報告期限は、「災害等やむを得ない場合の完了報告期限」となります。詳しくは事務局ホームページをご確認ください。

① 申請書類の提出状況(いずれかにチェックしてください。)

<input type="checkbox"/> A:申請書類は、本申告書と併せて、ポイント発行申請時にまとめて提出する。	▶ すべての申請書類と併せて本申告書を提出してください。受付後、審査を行います。(下記②の記入は不要)
<input checked="" type="checkbox"/> B:申請書類の一部は、ポイント発行申請時に提出ができないため、遅くとも令和2年6月30日までに提出する。	▶ 下記②を記入し、今回提出する申請書類と併せて本申告書を提出してください。

② 申請書類毎の提出状況(太枠内「申請者記入欄」をチェックしてください。)*各書類の詳細については、「申請の手引き 新築(注文)工事完了前」をご覧ください。

No.*2	申請時に最低限必要な書類*3	申請者記入欄		書類名
		申請時に提出する	後日提出する	
1	●	<input checked="" type="checkbox"/>	-	【A-2】新築(注文)工事完了前ポイント発行申請書 ※1~4枚目全て提出
2	●	<input checked="" type="checkbox"/>	-	工事請負契約書
3		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	建築基準法に基づく確認済証
4	●	<input checked="" type="checkbox"/>	-	工事計画書(注文用)
5	●	<input checked="" type="checkbox"/>	-	申請者の本人確認ができる書類
一定の性能を有する住宅に該当する場合のみ提出				
6		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅証明書等
耐震性を有しない住宅(除却住宅)の建替に該当する場合のみ提出				
7	●	<input checked="" type="checkbox"/>	-	解体工事の請負契約書
8	●	<input checked="" type="checkbox"/>	-	耐震性を有しないことを確認する書類
9		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	除却されたことを確認する書類 ※取壊前の場合、提出不要(完了報告時に提出)
代理申請を行う場合のみ提出				
10	●	<input checked="" type="checkbox"/>	-	代理申請者の本人確認ができる書類

*2 No.は申請書1枚目の書類毎の番号を指しています。

*3 ●がついている書類が提出されていない場合、ポイント発行申請は受付されません。

【注意事項】

- 本申告書は、必ずコピーを取って保管してください。
- 本申告書を含むポイント発行申請は郵送にて申請してください。(受付窓口では受理できません。)
- 後日提出する書類(以下、追加書類)がある場合、ポイント発行申請受付後、事務局より「申告書受付通知」を送付します。追加書類が揃い次第、令和2年6月30日(必着)までに同封の返信用封筒にて郵送してください。(期限までに提出されなかった場合、ポイント発行されません。)
- 審査はすべての書類が揃うまで行いません。(追加書類がある場合、申請時に提出いただく書類も受付時点では審査を行いません。)
- すべての書類が揃い、審査を行った結果、要件を満たしていない不備があった申請についてはポイント発行されません。
- 追加書類の提出までに、工事内容の変更等があった場合でも、ポイント発行申請時に申請書に記載した「発行申請するポイント数」を上回るポイントは発行されません。

